

アフターサービスについて ご契約に関する情報提供とサービスは以下のとおりです。



ご照会などにつきましては、お電話で承ります。
第一フロンティア生命お客さまサービスセンター

ハッピーになろう ダイイチフロンティア
0120-876-126

営業時間：月曜日～金曜日（祝祭日、年末・年始などの休日を除く）9:00～17:00

サービス内容

- ①基準価額のご照会
- ②ご契約内容の変更のお手続き
- ③保険金などの請求のお手続き
- ④ご契約内容についてのご質問・お問合わせ



基準価額は電話だけでなく、第一フロンティア生命のホームページでもご覧いただけます。
掲載データは毎日更新されますので、最新の運用情報をご確認いただけます。

第一フロンティア生命ホームページ URL <http://www.d-frontier-life.co.jp/>



ご契約内容・特別勘定の運用状況などについて下記の書類をご郵送します。

- 「**ご契約状況のお知らせ**」(特別勘定運用期間中 年4回)
*3月末、6月末、9月末、12月末の積立金額などのご契約状況を翌月下旬以降にご郵送します。
- 「**決算のお知らせ**」(年1回)*毎年7月下旬以降にご郵送します。

ご検討、お申込みに際しては、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」などを必ずお読みください。

「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」ではご契約についての重要事項などについてご説明しています。必ずあわせてお読みいただき、大切に保管してください。

この保険商品のご購入に際しては、必ず変額保険販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約（契約の主体はお客さまと保険会社になります）であり、お客さまからのお申込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。募集代理店（みずほ信託銀行）の担当者（生命保険募集人）は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。

担当者（生命保険募集人）に関するお問合わせは、照会先〔第一フロンティア生命03-6863-6211（大代表）〕までご連絡ください。

ご確認いただきたい事項

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、死亡保険金額などが削減されることがあります。
- 保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」）に、第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、「保護機構」によりご契約者の保護の措置（※1）が図られることとなりますが、この場合でも、ご契約時にお約束した基本保険金額、死亡保険金額などの削減など、契約条件が変更されることがあります。その補償限度は、破綻時点の保険契約（再保険を除く）のうち、高予定利率契約を除き、責任準備金などの90%（※2）となっています。
「保護機構」の詳細については、「ご契約のしおり」をお読みいただくか、生命保険契約者保護機構（TEL03-3286-2820・月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時・ホームページアドレス<http://www.seihohogo.jp/>）までお問い合わせください。
（※1）生命保険会社が破綻した場合には、保険契約を引き継ぐ「救済保険会社」への保険契約の移転や補償対象保険金の支払いに係る資金援助などにより、「救済保険会社」が現れない場合には、「保護機構」の子会社として設立される「承継保険会社」への保険契約の承継、または「保護機構」自らが保険契約を引き継ぐことなどにより、ご契約者の保護を図ることにしています。
（※2）責任準備金とは、生命保険会社が将来の保険金・年金・給付金などの支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金のことであり、特別勘定の責任準備金は、契約後の運用残高に相当する積立金額と同額となります。補償限度は、責任準備金などの90%であり、保険金額・年金額などの90%が補償されるものではありません。また、生命保険会社が破綻すると必ず責任準備金の10%が削減されるという意味ではありません。例えば破綻保険会社の財産の評価額が責任準備金の90%と移転費用の合計を上回る場合には、責任準備金の10%未満となる場合もあります。（2011年2月現在）
- お申込みの際は、内容を十分にお確かめのうえ、必ずご自身でお申込書にご記入・ご捺印ください。ご契約成立後、第一フロンティア生命より「保険証券」を送付しますので、お申込内容に間違いがないか必ずご確認ください。

募集代理店（みずほ信託銀行）からのお知らせ

- この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、預金・金融債または投資信託ではありません。また預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりませんので元本の保証はありません。
- みずほ信託銀行がお客さまにご案内します保険商品について、お客さまがお申込みをされてもお申込みをされなくても、みずほ信託銀行とお客さまとの間の他の銀行取引（ご融資やご預金など）には全く影響はありません。
- 保険業法上の規定により、お客さまのお勤め先や融資のお申込状況などによってはみずほ信託銀行で保険のお申込みをいただけない場合があります。
- 借入金を保険料に充当した場合、保険金額や解約返還金額などが借入元利合計金額を下回り、借入金の返済が困難となる可能性があります。したがって、保険料の借入を前提として本商品をお申し込みいただくことはできません。

〔募集代理店〕

みずほ信託銀行株式会社

〔引受保険会社〕



第一フロンティア生命
第一生命グループ

ハッピーになろう ダイイチフロンティア
お客さまサービスセンター 0120-876-126

営業時間：月曜日～金曜日（祝祭日、年末・年始などの休日を除く）9:00～17:00
◎第一フロンティア生命ホームページ <http://www.d-frontier-life.co.jp/>

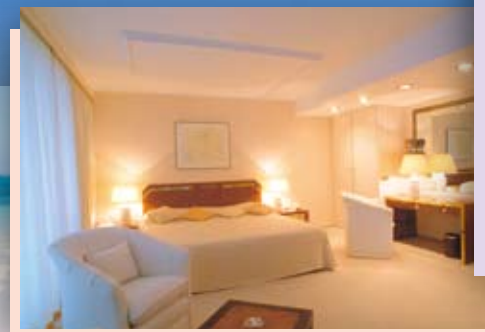
’11年4月版

登 C22F0148 (H23.2.2) 営業 F1316-02 ’11年3月作成 リ

第一フロンティア生命の一時払変額終身保険

プレミアライフM

一般勘定移行型変額終身保険



この商品は、第一フロンティア生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。
みずほ信託銀行株式会社は第一フロンティア生命の募集代理店です。

契約締結前交付書面 (契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

「商品パンフレット」▶ P1

「契約概要」▶ P9

「注意喚起情報」▶ P14

この書面は「契約締結前交付書面」と「商品パンフレット」で構成されています。「契約締結前交付書面」は、ご契約の内容などに関する重要な事項を「契約概要」と「注意喚起情報」に分類のうえ記載しています。



ご注意

契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）は十分にお読みください

- 「**契約概要**」は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しています。また、「**注意喚起情報**」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意ください事項を記載しています。**ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。**
- なかでも、主な免責事由やご契約中の保険契約の解約・減額を前提とした新たな保険契約のお申込みの場合の注意事項など、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分について、あらかじめご了解のうえ、お申し込みください。
- この「契約概要」「注意喚起情報」のほか、保険金などのお支払事由またはお支払いできない場合などの詳細やご契約の内容に関する事項、ならびに主な保険用語の説明などについては「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでお読みください。また、資産運用に関する事項の詳細については「特別勘定のしおり」に記載しておりますので、こちらもあわせてお読みください。

〔募集代理店〕

〔引受保険会社〕

みずほ信託銀行株式会社

この商品は、生命保険商品です。



第一フロンティア生命
第一生命グループ

2011年4月版

しくみと特徴



ご注意

この商品は、第一フロンティア生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。みずほ信託銀行株式会社は第一フロンティア生命の募集代理店です。死亡時最低保証金額については、みずほ信託銀行が保証するものではなく、第一フロンティア生命が保証いたします。

健康状態の告知なしで80歳までご加入いただけ、一生涯にわたり

死亡保障が続く終身保険です。

- 特別勘定運用期間(20年)は特別勘定で運用し、長期的な資産の成長をめざします。特別勘定
- 契約20年後に一般勘定運用期間中の死亡保険金額を計算し、以後、一生涯にわたり定額の

運用期間中の死亡保険金額には最低保証があります。
死亡保障が続きます。

point

1

101% 102%

死亡保険金額が増加(ロールアップ)します

○死亡時最低保証金額は、ご契約後6年目から毎年基本保険金額の1%ずつ、**契約年齢に応じて最高115%まで増加(ロールアップ)します。**

【65歳加入のケース】特別勘定運用期間中の死亡時最低保証率推移

経過年数	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上 7年未満	7年以上 8年未満	8年以上 9年未満	9年以上 10年未満
死亡時最低保証率	100%					101%	102%	103%	104%	105%
経過年数	10年以上 11年未満	11年以上 12年未満	12年以上 13年未満	13年以上 14年未満	14年以上 15年未満	15年以上 16年未満	16年以上 17年未満	17年以上 18年未満	18年以上 19年未満	19年以上
死亡時最低保証率	106%	107%	108%	109%	110%	111%	112%	113%	114%	115%

⚠ 85歳に達した年単位の契約応当日以後は増加しません。このため契約年齢によっては特別勘定運用期間満了時の死亡時最低保証率が115%に達しない場合があります。▶ P3

point

2

100% 115%

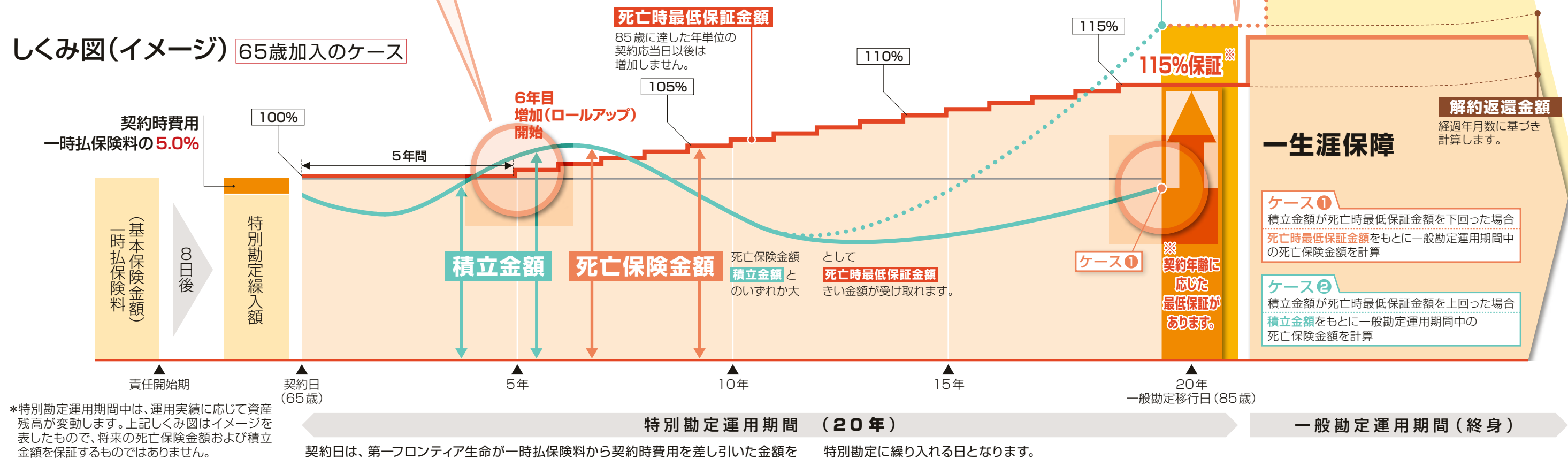
特別勘定運用期間満了時(契約から20年後)の運用成果に最低保証があります

○契約20年後に一般勘定で運用する終身保険に自動移行します。

⚠ 特別勘定運用期間中の解約返還金額には最低保証はありません。

⚠ 一般勘定運用期間中の死亡保険金額は、一般勘定移行日前日末の積立金額または死亡時最低保証金額のいずれか大きい金額をもとに移行時の基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づき計算されるため、一般勘定移行時まで確定しません。

しくみ図(イメージ) 65歳加入のケース



⚠ **ご注意** ご契約時は「契約時費用」(基本保険金額に対して5.0%)をご負担いただきます。

特別勘定運用期間中、以下の費用をご負担いただきます。

- 保険契約関係費*消費税対象外…特別勘定の資産総額に対して年率2.60%
- 資産運用関係費…信託報酬は、投資対象となる投資信託の資産総額に対して年率0.1365%(税抜0.13%)

解約時、以下の費用をご負担いただきます。

- 解約控除*消費税対象外…契約日から5年未満の運用期間中に解約・減額した場合、基本保険金額に経過年数別の解約控除率(1.6%~0.8%)を乗じた金額

- 死亡時最低保証金額…特別勘定運用期間(20年間)において死亡保険金額が最低保証される金額をいい、基本保険金額(一時払保険料相当額)に死亡時最低保証率を乗じた金額となります。
- 死亡時最低保証率…契約日から5年間は100%とし、以後1年経過ごとに1%を加えた率に増加します。ただし、年単位の契約応当日における被保険者の年齢が85歳以上である場合は、その契約応当日の前日の率と同じ率になります。このため80歳契約の場合、死亡時最低保証率は100%のまま一定となります。

主な投資リスクについて

この保険は、特別勘定運用期間中、実質的に海外の株式・国内の債券などで運用されるため、運用実績が積立金額、死亡保険金額、解約返還金額などの増減につながるから、株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、積立金額、解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

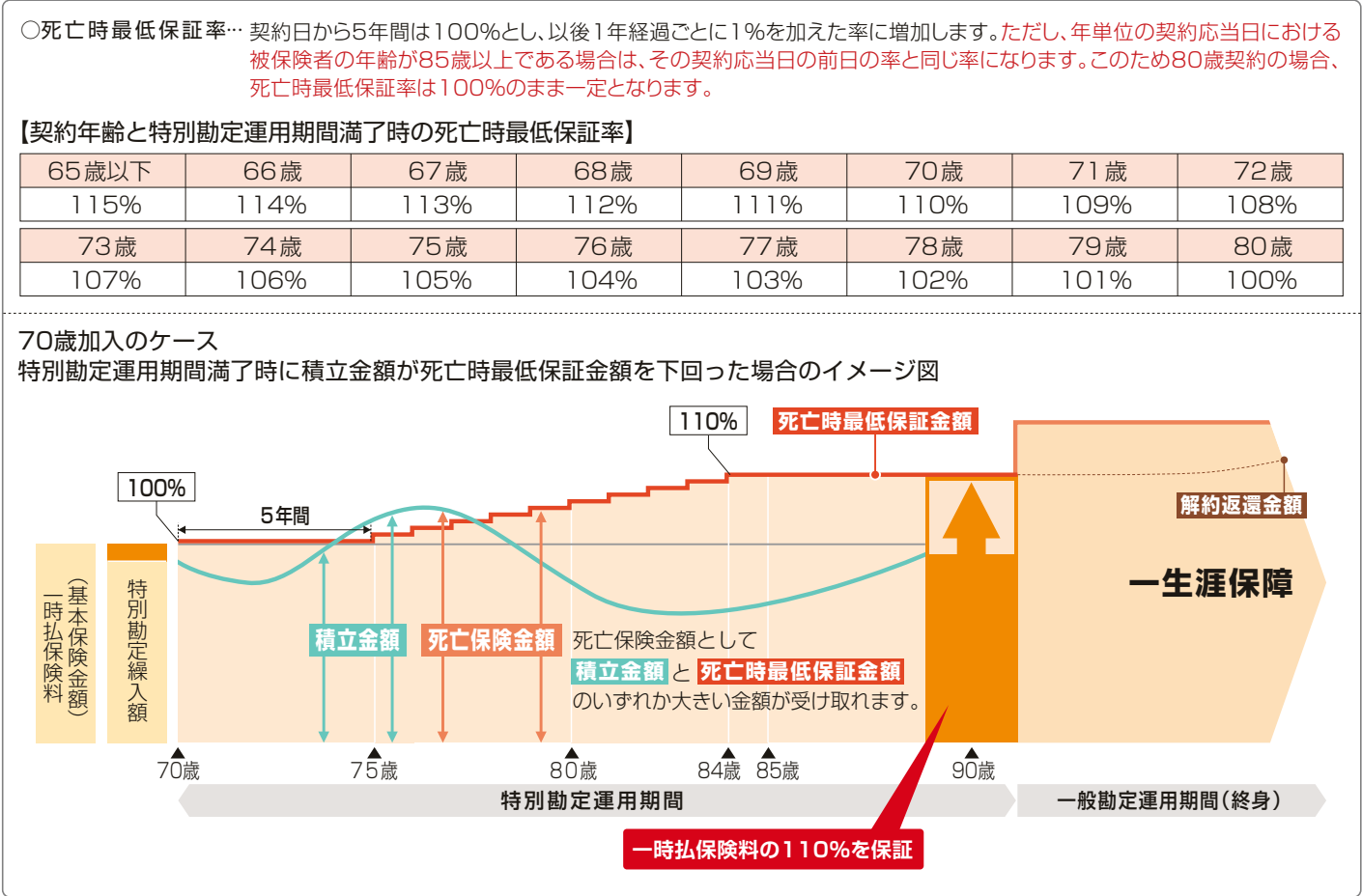
特別勘定運用期間中に解約・減額する場合のご注意事項について

・この保険は、契約時費用をお払い込みいただいた一時払保険料から差し引くしくみであり、また契約日から5年未満に解約・減額された場合には経過年数に応じた解約控除がかかります。特別勘定運用期間中は解約返還金額が一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。
・特別勘定運用期間中、積立金額が最低保証されるのは特別勘定運用期間満了時のみとなります。

商品パンフレット

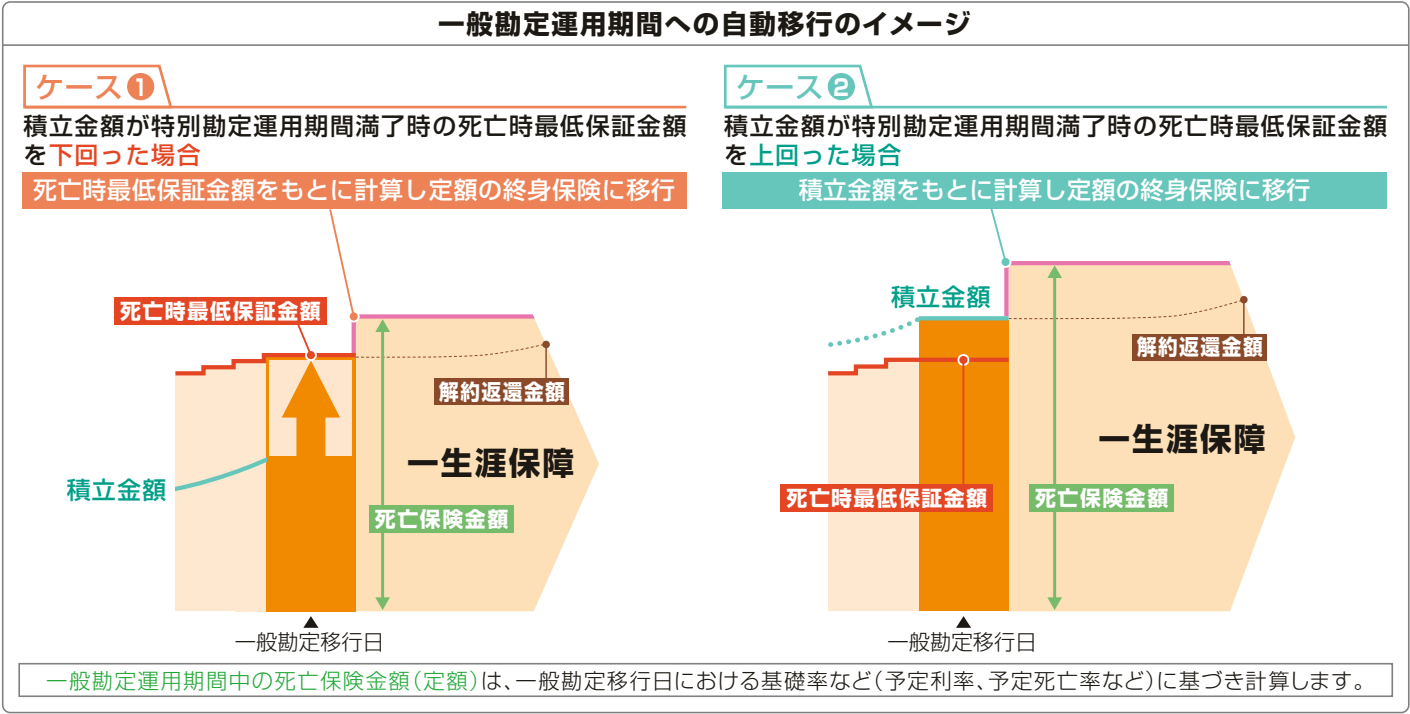
死亡時最低保証金額について

特別勘定運用期間(20年間)において死亡保険金額が最低保証される金額をいい、基本保険金額(一時払保険料相当額)に死亡時最低保証率を乗じた金額となります。



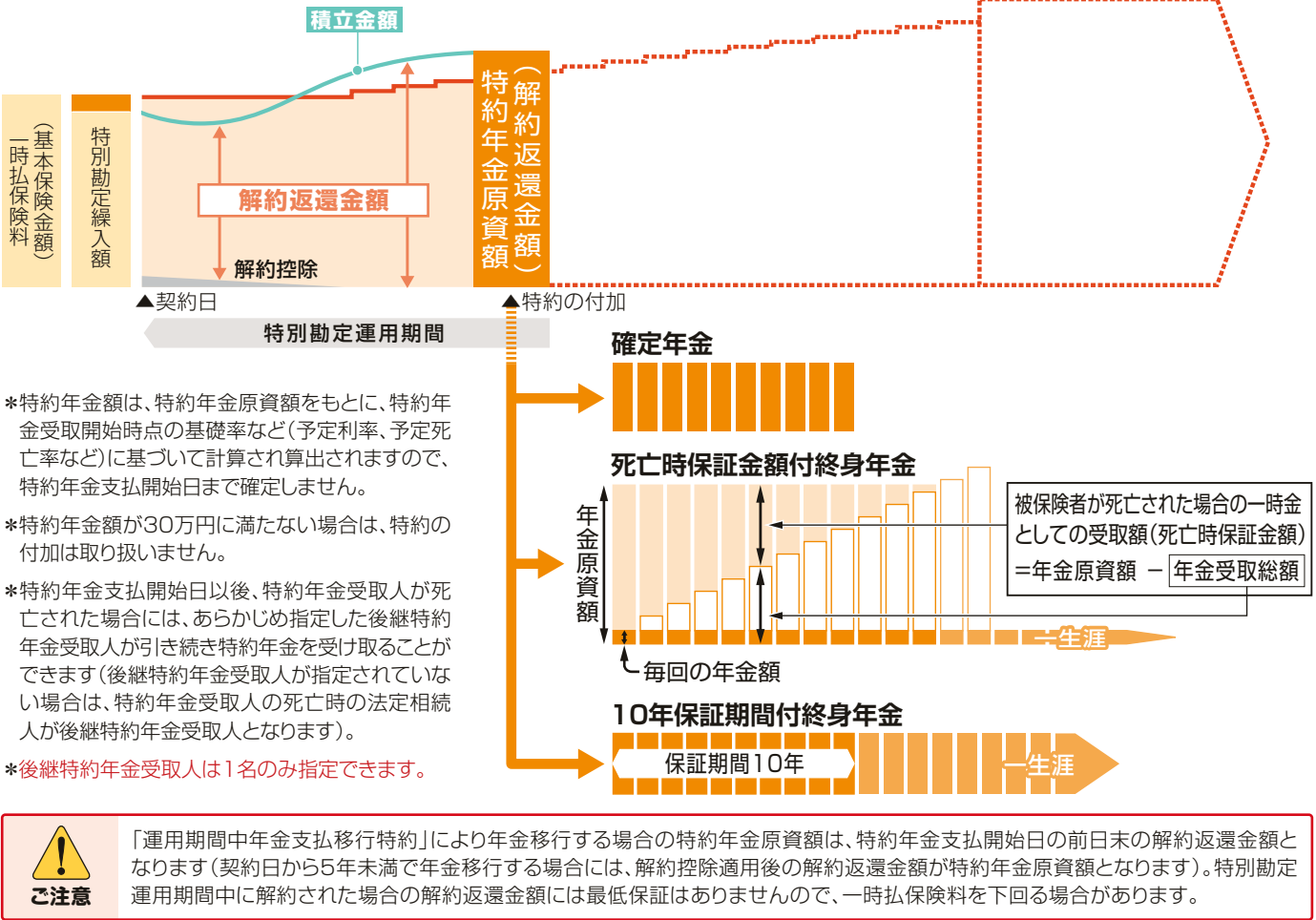
一般勘定運用期間への自動移行について

一般勘定への自動移行時には、特別勘定での運用成果にかかわらず、積立金額に最低保証があります。お手続きの必要がなく、一生涯の定額保障へ移行できますが、お手続きにより、一括でのお受取りや年金でのお受取りを選択いただくことも可能です。



年金移行のお取扱いについて(運用期間中年金支払移行特約)

契約日から1年経過以後、特約の付加により、その時点の解約返還金額を特約年金原資額として年金に移行することができます。特約年金は確定年金のほか、死亡時保証金額付終身年金、10年保証期間付終身年金も選択できます。▶P12



解約のお取扱いについて

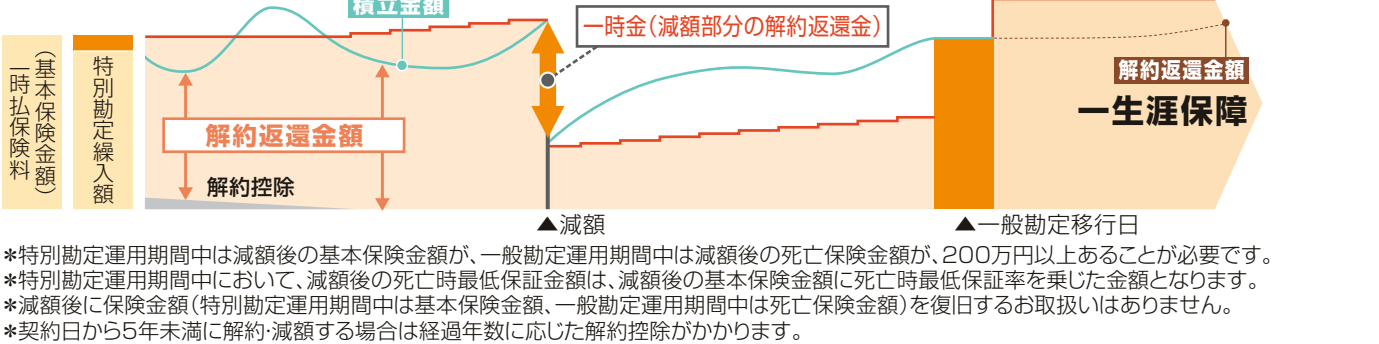
契約後、いつでも解約をし、解約返還金をお受け取りいただくことができます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。5年を経過していれば解約控除はかかりません。解約返還金額は、契約日から解約返還金計算日までの年数(以下「経過年数」といいます)に基づき、つぎのとおり計算されます(基本保険金額の減額をした場合の減額分の解約返還金額についても同様に計算されます)。

解約返還金額	解約返還金計算日末の積立金額－解約返還金計算日末の基本保険金額×解約控除率(下表参照)						
解約控除率	経過年数※1	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上※2
	解約控除率	1.6%	1.4%	1.2%	1.0%	0.8%	0.0%

※1 経過年数とは、契約日から解約返還金計算日までの年数をいいます。
※2 解約控除率は契約応当日が到来することに0.2%ずつ遞減し、5年後の契約応当日以後は0.0%となります。

減額のお取扱いについて

保険金額を減額(特別勘定運用期間中は基本保険金額の減額、一般勘定運用期間中は死亡保険金額の減額)し、減額した部分の解約返還金をお受け取りいただくことができます。



万一の場合のお取扱いについて(死亡保障のしくみ)

この保険は被保険者が死亡された場合、特別勘定運用期間中は運用実績にかかわらず死亡時最低保証金額(基本保険金額のより計算された死亡保険金額が終身保障されます。＊被保険者の年齢が85歳に達した年単位の契約応当日以後は増加しません。このため

100%以上、最高115%＊)が死亡保険金として最低保証されます。一般勘定運用期間中は一般勘定移行時の基礎率などに80歳契約の場合、死亡時最低保証金額は基本保険金額の100%のまま一定となります。

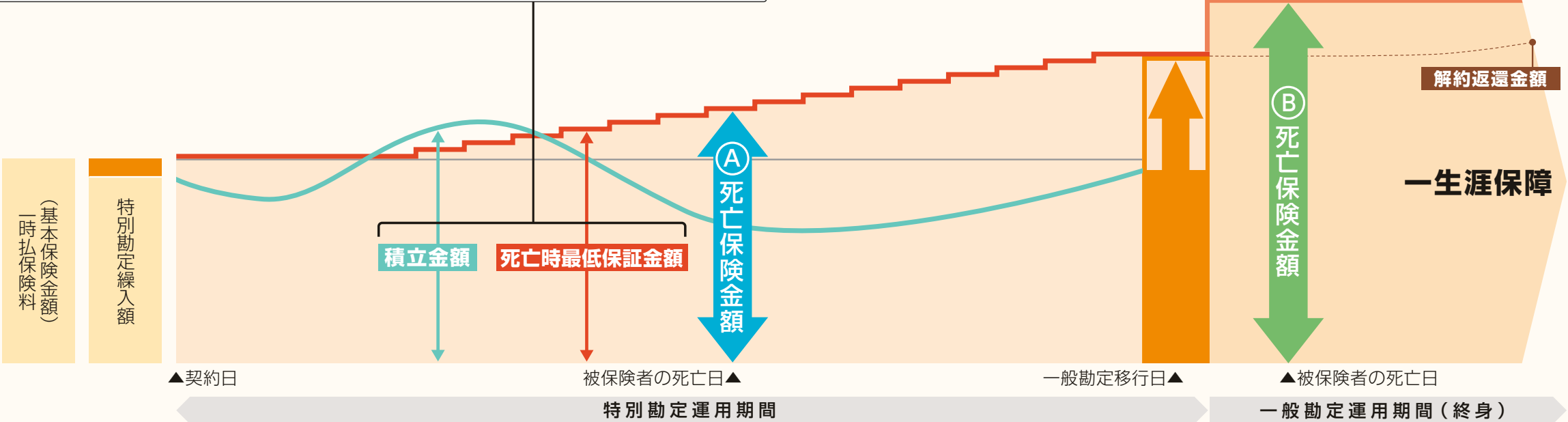
A 特別勘定運用期間中(20年間)の死亡保障

死亡保険金額

つぎの①または②のいずれか大きい金額を死亡保険金としてお支払いします。

① 被保険者死亡日末の積立金額

② 死亡時最低保証金額



注意 責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したとき＊など、死亡保険金をお支払いできない場合があります。
＊この場合、被保険者の死亡した日末の積立金額をご契約者にお支払いします。

〔死亡給付金等の年金払特約を付加した場合〕 ＊この特約を付加する際の追加保険料は必要ありません。

■死亡給付金等の年金払特約のお取扱い～遺族年金のお取扱い～
死亡給付金等の年金払特約を付加することで、その受取人が死亡保険金を一時金にかえて、年金でお受け取りいただけるようになります。
○特約年金の受取回数(5、10、15、20、25、30、35、40回)はこの特約のお申込時に選択いただけます。
○この特約は、運用期間中かつ死亡保険金の支払事由発生前に限り付加できます。
○受取人は、特約年金の受取期間中、将来の特約年金のお受取りにかえて、特約年金の未払分の現価の一時支払を請求いただくことも可能です。

注意 ○特約年金額は、この特約の付加時点で定まるものではありません。特約年金額は、主契約の死亡保険金の支払事由が発生した時点の基礎率など(予定利率など)に基づいて計算され算出されます。
○特約年金の最低額は受取人一人あたり30万円で、これに満たない場合は一時金でお支払いします。

参考 生命保険を活用した相続準備

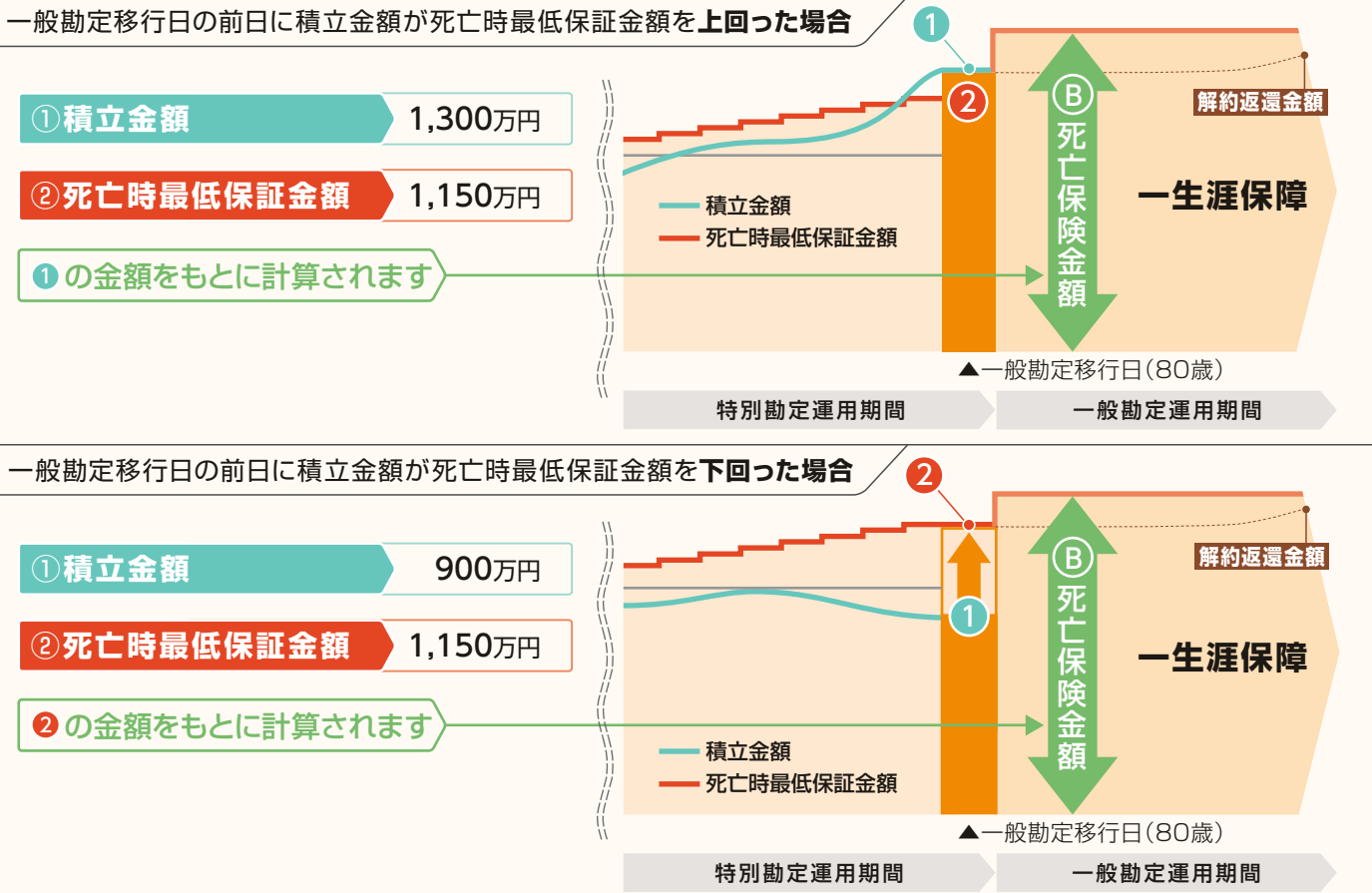
遺産分割準備
死亡保険金受取人を指定することができます
死亡保険金を誰にのこすか生前に決めておくことができます。死亡保険金は受取人の固有の財産となり、遺産分割において遺言と同様の効果があります。

現金の準備(納税資金準備)
死亡保険金受取人に現金をのこすことができます
相続手続きが終わらなくとも、あらかじめ指定された受取人が、死亡保険金を現金ですみやかに受け取ることができますので、万一の場合の支出や納税資金に備えることができます。

B 一般勘定運用期間中の死亡保障

一般勘定運用期間中の死亡保険金額は、一般勘定移行日の前日末の積立金額と死亡時最低保証金額のいずれか大きい金額をもとに、一般勘定移行日の基礎率など(予定利率、予定死亡率など)により計算され、以後、**一生にわたり定額の保障が続きます**。このため死亡保険金額はご加入時点で定まるものではなく、一般勘定移行日まで確定しません。

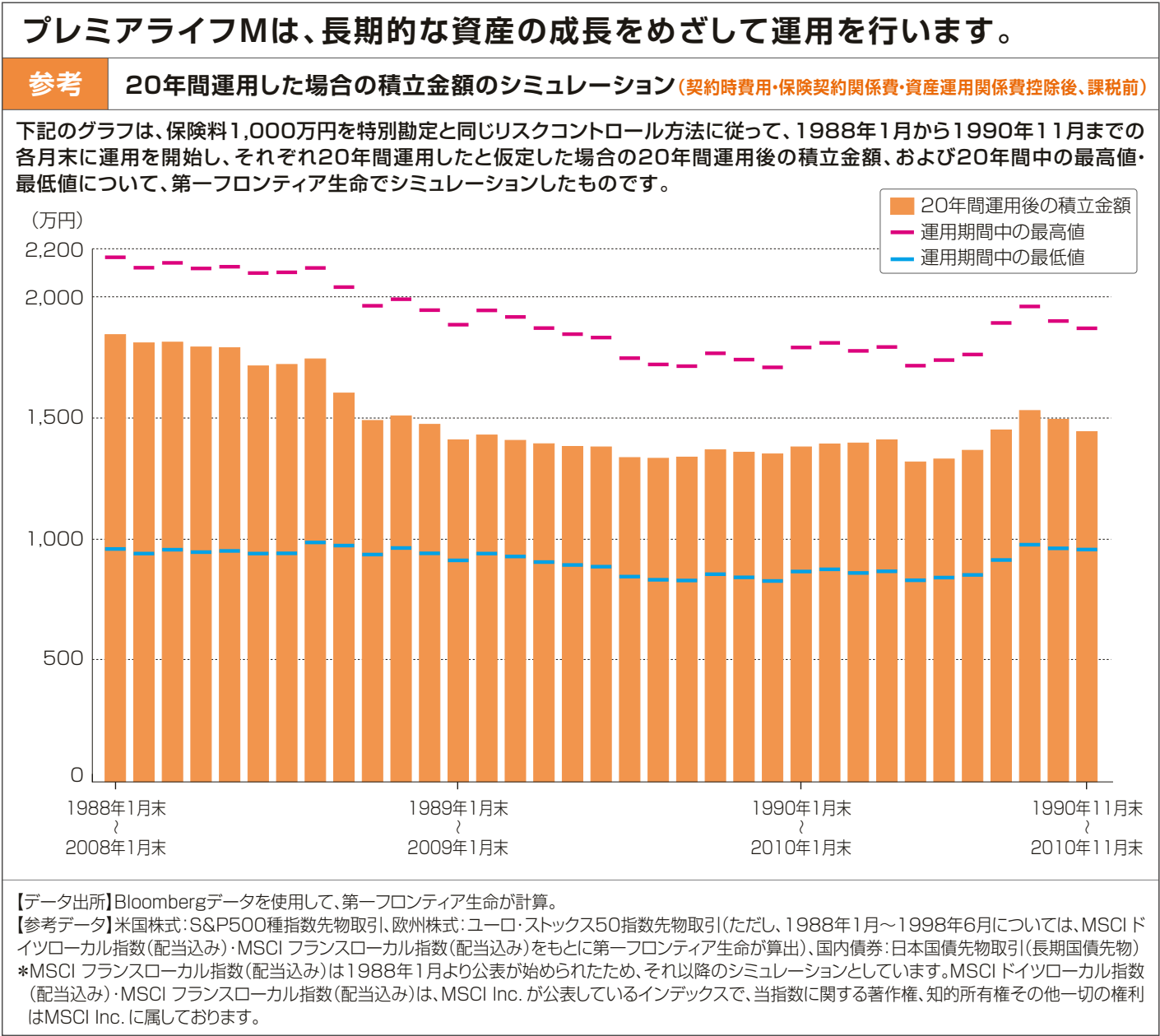
参考例 60歳契約 一時払保険料1,000万円で加入



特別勘定(DIバランス型)について

投資方針	実質的に海外の株式・国内の債券および円建ての短期金融資産などに投資を行い、株式と短期金融資産の資産価格の「変動率(資産の値動き)」※を一定に保つようリスクをコントロールしながら運用し、長期的な資産の成長をめざします。 ※証券などの価格の変動性のことで、原資産価格の変動幅が大きいほど、変動率(資産の値動き)が大きくなります。
------	---

特別勘定の名称	主な投資対象となる投資信託の名称	運用会社	資産運用関係費
DIバランス型	DIAM世界アセットバランスファンド5VA (適格機関投資家限定)	DIAMアセットマネジメント株式会社 P7	信託報酬は、投資対象となる投資信託の資産総額に対して年率0.1365%(税抜0.13%)の1/365を毎日控除します。P14



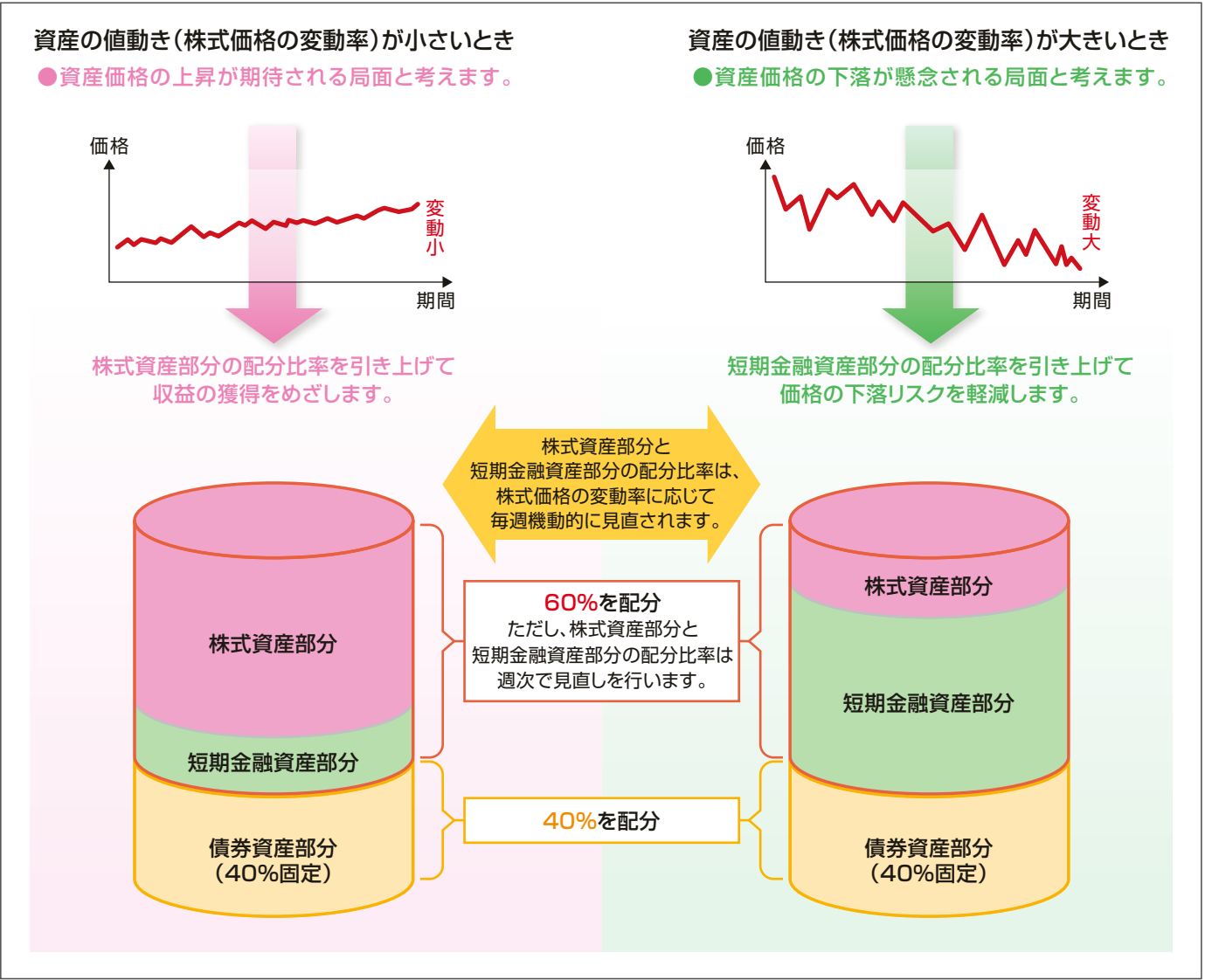
注意 上記シミュレーションは事後的に試算し検証したものであり、あくまでも仮定の数値に過ぎず、実際の特別勘定の運用成果を表したのではなく、また将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

《投資信託の運用会社》DIAMアセットマネジメント株式会社
DIAMアセットマネジメントは1999年に第一ライフ投信投資顧問、興銀NWアセットマネジメント、日本興業投信の3社が合併し、みずほフィナンシャルグループ・第一生命の両グループの運用ノウハウ、人材、グローバルなネットワークを結集した資産運用会社です。

主な投資対象について

- 株式資産部分は、収益獲得を目的に、成長が期待される海外の株式先物で運用します。
- 短期金融資産部分は、リスク回避を図ることを目的に、コールローン、CD、手形、債券現先などで運用します。
- 債券資産部分は、安定的な収益確保を目的に、国内の債券先物で運用します。

株式資産部分と債券資産部分の構成 P13			
大区分	小区分と投資対象		小区分の配分比率
株式資産部分	米国株式(為替ヘッジあり)	S&P500種指数先物取引	50%
	欧州株式(為替ヘッジあり)	ユーロ・ストックス50指数先物取引	50%
債券資産部分	国内債券	日本国債先物取引(長期国債先物)	100%



特別勘定とその投資リスクについて

○この保険では、資産運用の実績が、積立金額、死亡保険金額、解約返還金額などの変動(増減)につながるため、他の保険種類の資産とは区分して資産の管理・運用を行います。そのため、特別勘定を設定し、他の資産とは独立した運用体制と運用方針に基づき運用します。

○特別勘定での資産運用においては主に投資信託に投資しますので、その投資においては投資リスクを負うことになります。この保険では、資産運用の成果が直接、積立金額、死亡保険金額、解約返還金額などに反映されることから、資産運用の成果とリスクがともにご契約者に帰属することとなります。P13・15

○特別勘定の評価は毎日行い、その成果を積立金額の増減に反映させます。特別勘定の評価方法は投資信託を含む有価証券などについては時価評価し、それ以外については原価法によるものとします。ただし、この評価方法については将来変更することがあります。

1 引受保険会社の商号と住所などは以下のとおりです

商号 第一フロンティア生命保険株式会社
住所 〒104-6015 東京都中央区晴海1-8-10 晴海トリトンスクエアX棟15階
電話 03-6863-6211(大代表)
ホームページ <http://www.d-frontier-life.co.jp/>

2 この保険のポイントは以下のとおりです

- ①この保険は、契約日から起算して20年間は特別勘定により積立金を運用し、当該期間経過時に一般勘定に積立金を移行して積立金の運用を行うしくみの保険料一時払方式の変額終身保険です。
- ②死亡保険金額について
特別勘定運用期間中は、被保険者が死亡した日末の**積立金額または死亡時最低保証金額**(※1)の**いずれか大きい金額**となります。
一般勘定運用期間中は、一般勘定移行日の前日末の**積立金額または死亡時最低保証金額**の**いずれか大きい金額**をもとに、一般勘定移行日の基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいて計算した金額となり、以後一定となります。
- (※1)死亡時最低保証金額
基本保険金額に死亡時最低保証率(※2)を乗じた金額となります。
- (※2)死亡時最低保証率
契約日から起算して5年経過する年単位の契約応当日の前日までは100%とし、以後、**年単位の契約応当日ごとに、1%を加えた率に増加します(ただし被保険者の年齢が85歳に達した年単位の契約応当日以後は増加しません)**。
- ③この保険は、**契約時費用をお払い込みいただいた一時払保険料から差し引くしくみであり、また契約日から5年未満に解約・減額された場合には経過年数に応じた解約控除がかかります。特別勘定運用期間中は解約返還金額が一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります**(「運用期間中年金支払移行特約」により年金移行する場合においても、特約年金原資額となるのは解約返還金額であるため同様です)。
- ④この保険は第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。この保険は預金とは異なり、預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象とはなりません。

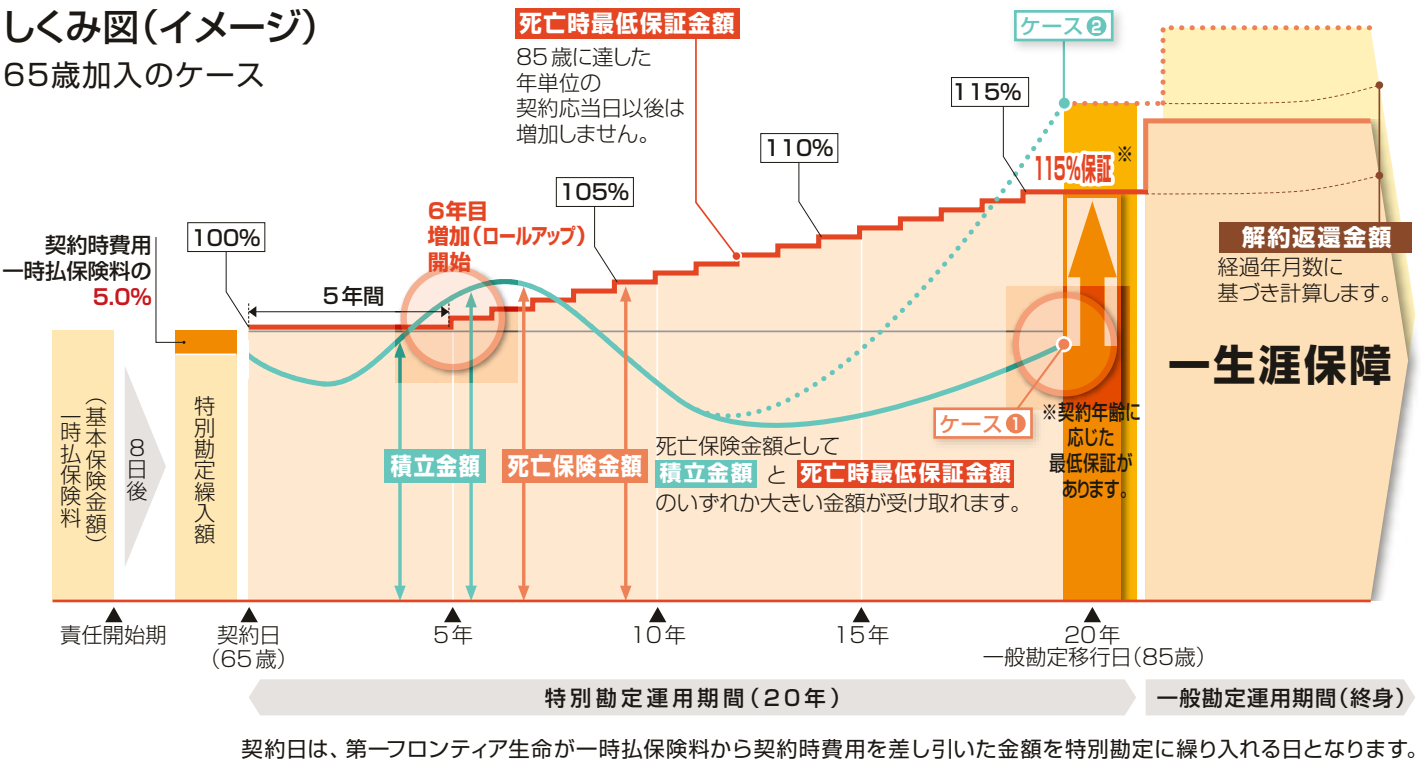
<投資リスク>

この保険は、特別勘定運用期間中、**実質的に海外の株式・国内の債券などで運用されるため、運用実績が積立金額、死亡保険金額、解約返還金額などの増減につながる**ことから、株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、**積立金額、解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります**。

3 この保険のしくみ図は以下のとおりです

下記のしくみ図はイメージを表したもので、将来の死亡保険金額や積立金額などを保証するものではありません。特別勘定運用期間中の積立金額、解約返還金額は、一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

- ケース①** 積立金額が死亡時最低保証金額を下回った場合
死亡時最低保証金額をもとに一般勘定運用期間中の死亡保険金額を計算
- ケース②** 積立金額が死亡時最低保証金額を上回った場合
積立金額をもとに一般勘定運用期間中の死亡保険金額を計算



4 この保険では、死亡保険金をお支払いします

被保険者が死亡された場合、以下の金額を死亡保険金として死亡保険金受取人にお支払いします。

特別勘定運用期間中に死亡した場合	被保険者が死亡した日末における積立金額または死亡時最低保証金額のいずれか大きい金額
一般勘定運用期間中に死亡した場合	一般勘定移行日の前日末における積立金額または死亡時最低保証金額のいずれか大きい金額をもとに、一般勘定移行日における基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいて計算した金額

*責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、死亡保険金をお支払いできないことがあります。詳しくはP16 ④および「ご契約のしおり・約款」をお読みください。

5 契約年齢、保険料の払込方法などは、以下のとおりのお取扱いとなります

基本保険金額 (一時払保険料)		200万円～5億円 *特別勘定運用期間満了時の死亡時最低保証金額(基本保険金額×死亡時最低保証率)について5億円を限度とします。このため、基本保険金額の上限額は、契約年齢によって異なります。 *同一の被保険者について、他にこの保険に加入されている場合、死亡保険金額は通算して上限額を超えることはできません。ただし、契約締結後2年を経過した保険契約については、2億円を上限として通算の計算から除外します。
一般勘定運用期間中の死亡保険金額		200万円～7億円 *一般勘定移行日に死亡保険金額が7億円を超えることとなる場合には、一般勘定移行日の前日末における積立金額または死亡時最低保証金額のいずれか大きい金額のうちその超える部分に対応する金額を、ご契約者にお支払いします。 *同一の被保険者について、他にこの保険に加入されている場合、死亡保険金額の通算限度があります。通算限度により死亡保険金額が200万円未満となる保険契約は、一般勘定移行日の前日に保険期間が満了して消滅したものとし、一般勘定移行日の前日末における積立金額または死亡時最低保証金額のいずれか大きい金額をご契約者にお支払いします。
保険期間	特別勘定運用期間	契約日から起算して20年
	一般勘定運用期間	特別勘定運用期間満了日の翌日(一般勘定移行日)以後、終身
契約年齢		0歳～80歳(契約日における被保険者の満年齢)
死亡保険金受取人		被保険者の配偶者または3親等以内の血族から指定
保険料の払込方法		一時払のみ取り扱います。
解約		解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。 *請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日(書類に不備がある場合は、完備した日とします)を解約返還金計算日とし、その日末の積立金額を基準として解約返還金額を計算します。
保険金額の変更	増額	取り扱いません。
	減額	保険金額の減額(特別勘定運用期間中は基本保険金額の減額、一般勘定運用期間中は死亡保険金額の減額)をお取扱いします。この場合、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。ただし、減額後の保険金額が200万円以上あることが必要です。なお、残存部分は継続します。 特別勘定運用期間中において、減額後の死亡時最低保証金額は、減額後の基本保険金額に死亡時最低保証率を乗じた金額となります。
契約者貸付		取り扱いません。

6 この保険には付加できる特約があります

死亡給付金等の年金払特約	- この特約を付加することにより、死亡保険金を一時金にかえて年金で受け取ることができます。 - この特約は、ご契約時に付加できます。また、死亡保険金の支払事由の発生前に限り、ご契約者からのお申出により付加できます。 - 特約年金の受取回数は、この特約のお申込時に所定の回数(5回～40回(5回きざみ))から選択いただけます。
運用期間中 年金支払移行特約	- この特約を付加することにより、運用期間中に年金支払に移行することができます。 - この特約は、契約日から起算して1年以上経過しているときで被保険者の年齢が90歳以下の場合に限り、ご契約者からのお申出により付加できます。 - 特約年金の種類は、下記【別表】をご参照ください。 - 特約年金原資額は、特約年金支払開始日の前日末の解約返還金額となります(契約日から5年未満で年金移行する場合には、解約控除適用後の解約返還金額が特約年金原資額となります)。

注1 特約年金額は、「死亡給付金等の年金払特約」の場合は死亡保険金額、「運用期間中年金支払移行特約」の場合は特約年金支払開始日の前日末の解約返還金額をもとに、特約年金受取開始時点の基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいて計算され算出されますので、特約年金支払開始日まで確定しません。
注2 特約年金受取人は、特約年金の受取期間中、将来の特約年金のお受取りにかえて、特約年金の未払分の現価の一時支払を請求いただくことも可能です。
注3「死亡給付金等の年金払特約」を付加した場合、特約年金の支払回数については、特約年金受取人全員が同一となります。また、支払事由発生前に限り、ご契約者からのお申出により特約年金の支払回数は変更可能です。なお、特約年金額の最低額は受取人一人あたり30万円で、これに満たない場合は、特約年金にかえて一時金にてお支払いします。
注4 特約年金額が30万円で満たない場合は、「運用期間中年金支払移行特約」の付加は取り扱いません。

【別表】特約年金の種類

特約年金の種類		特約年金受取開始年齢(※1)
確定年金	一定期間、特約年金をお受け取りいただけます。特約年金の受取期間は、3年～7年(1年きざみ)、10年～40年(5年きざみ)から選択できます。	1歳～90歳(※2)
死亡時保証金額付 終身年金	被保険者が生存している限り、一生涯にわたって特約年金をお受け取りいただけます。死亡時保証期間(特約年金支払開始日から特約年金受取総額が初めて特約年金原資額以上となる特約年金支払日の前日までの期間)中に被保険者が死亡された場合、死亡時保証金額(特約年金原資額－特約年金受取総額)をお支払いします。	50歳～90歳
10年保証期間付 終身年金	被保険者が生存している限り、一生涯にわたって特約年金をお受け取りいただけます。保証期間中に被保険者が死亡された場合、残りの保証期間の未払特約年金現価をお支払いします。 *早期に被保険者が死亡された場合、特約年金受取総額が特約年金原資額を下回る可能性があります。	50歳～90歳

※1 特約年金支払開始日における被保険者の満年齢です。
※2 特約年金の受取期間の満了日は、被保険者の満年齢が105歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします(特約年金受取開始年齢＋特約年金受取期間≦105歳)。
注 特約年金支払開始日以後、特約年金受取人が死亡された場合には、あらかじめ指定した**後継特約年金受取人**が引き続き特約年金を受け取ることができます(特約年金支払開始日以後に特約年金受取人が死亡した場合で、後継特約年金受取人の指定がないときは、特約年金受取人の死亡時の法定相続人が後継特約年金受取人となります)。**後継特約年金受取人は1名のみ指定できます。**

7 この保険は無配当保険ですので、契約者配当金はありません

8 ご契約を解約した場合、解約返還金が支払われます

- ①特別勘定運用期間中の解約返還金額は、特別勘定の運用実績により変動(増減)します。
- ②ご契約後5年未満で解約する場合、解約控除が差し引かれます。
- ③解約返還金額の計算方法についてはP16 [5](#)をご参照ください。

9 特別勘定の概要とその投資リスクは以下のとおりです

①特別勘定は、以下の投資信託を主たる投資対象として運用を行います。詳しくは「特別勘定のしおり」をお読みください。

特別勘定名称:DIバランス型	
投資信託の名称	DIAM世界アセットバランスファンド5VA(適格機関投資家限定) (運用会社:DIAMアセットマネジメント株式会社)
資産運用関係費	信託報酬は、投資対象となる投資信託の資産総額に対して年率 0.1365%(税抜0.13%) の1/365を毎日控除します。
投資方針	実質的に海外の株式・国内の債券および円建ての短期金融資産などに投資を行い、株式と短期金融資産の資産価格の「変動率(資産の値動き)」※を一定に保つようリスクをコントロールしながら運用し、長期的な資産の成長をめざします。

※証券などの価格の変動性のことで、原資産価格の変動幅が大きいほど、変動率(資産の値動き)が大きくなります。

この保険では、特別勘定をグループ化し、特別勘定群として設定しています。なお、「プレミアライフM」に設定されている特別勘定群は、DIバランス型のみで構成されている特別勘定群A08型です(「プレミアライフM」をお申し込みされた際は、特別勘定群A08型を指定されたものとします)。
他の特別勘定群および特別勘定の詳細については、第一フロンティア生命ホームページ(<http://www.d-frontier-life.co.jp/>)の閲覧またはお客さまサービスセンター【裏表紙をご参照ください】への照会により、ご確認ください。

②この保険は、特別勘定運用期間中、実質的に海外の株式・国内の債券などで運用されるため、運用実績が積立金額、死亡保険金額、解約返還金額などの増減につながることから、株価や債券価格の下落、為替の変動などにより、積立金額、解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。これらのリスクは、すべてご契約者に帰属します。

主な投資リスクは以下のとおりです。

株価変動リスク	株価が国内外の政治・経済・社会情勢の変化などの影響を受け下落するリスクをいいます。一般に、株価が下落した場合、特別勘定の基準価額の下落要因となります。
金利変動リスク	金利変動により債券価格が下落するリスクをいいます。一般に、金利が上昇した場合には、債券の価格は下落し、特別勘定の基準価額の下落要因となります。
為替変動リスク	外国為替相場の変動により外貨建資産の価格が下落するリスクをいいます。一般に、外国為替相場が対円で下落(円高)した場合、特別勘定の基準価額の下落要因となります。
信用リスク	株式や公社債などの発行体が経営不振などの理由により、利息や償還金を決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。一般に、このような場合、特別勘定の基準価額の下落要因となります。

*株式資産部分は為替リスクを軽減するために原則として為替ヘッジを行います。外貨で差し入れる先物委託証拠金に対して行うため、為替リスクを完全に排除できるものではありません。

③特別勘定の評価方法は、投資信託を含む有価証券などについては時価評価し、それ以外については原価法によるものとします。ただし、この評価方法については将来変更することがあります。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をお読みください。

10 お客さまにご負担いただく諸費用は、以下のとおりです

- ①この保険にかかる費用は、ご契約時は「契約時費用」、特別勘定運用期間中は「保険契約関係費」「資産運用関係費」の合計額となります。ただし、契約日から5年未満の解約時などには、この他に「解約控除」がかかります。
- ②一般勘定運用期間中の死亡保険金額は、死亡保険金を支払うための費用および保険契約の維持などに必要な費用を控除する前提で算出されます。これらの費用については、一般勘定移行日時点の基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいたものとなります。
- ③費用の詳細については、P14～15をご参照ください。



お客さまにご負担いただく諸費用について

この保険にかかる費用は、ご契約時は「契約時費用」、特別勘定運用期間中は「保険契約関係費」「資産運用関係費」の合計額となります。ただし、契約日から5年未満の解約時などには、この他に「解約控除」がかかります。

ご契約時

項目	費用
契約時費用 ご契約の締結に必要な費用です。	基本保険金額に対して 5.0%

特別勘定運用期間中

すべてのご契約者にご負担いただく費用

項目	費用	時期
保険契約関係費 死亡保険金の最低保証やご契約の維持などに必要な費用です。	特別勘定の資産総額に対して年率 2.60%	左記の年率の1/365を積立金から毎日控除します。
資産運用関係費 ※ 運用にかかわる費用として、投資対象となる投資信託にかかる信託報酬などです。	信託報酬は、投資信託の資産総額に対して年率 0.1365%(税抜0.13%)	左記の年率の1/365を投資信託の信託財産から毎日控除します。

※上記の信託報酬のほか、信託事務に関する諸費用、監査費用、有価証券・金融派生商品の取引にかかる費用および消費税などを間接的にご負担いただきます。なお、売買委託先、売買金額などによって手数料率が変動するなどの理由から、これらの計算方法は表示しておりません。記載の信託報酬は、2011年2月現在の数値であり、運用会社により将来変更される場合があります。

特定のご契約者にご負担いただく費用

項目	費用	時期
解約控除 契約日から5年未満の運用期間中に解約・減額または「運用期間中年金支払移行特約」を付加した場合にかかる費用です。	基本保険金額(減額の場合は減額する部分の基本保険金額)に経過年数別の解約控除率を乗じた金額 (注)解約控除率は下記【別表】参照	解約・減額または「運用期間中年金支払移行特約」を付加した時に積立金から控除します。

【別表】解約控除率

経過年数※1	1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上※2
解約控除率	1.6%	1.4%	1.2%	1.0%	0.8%	0.0%

※1 経過年数とは、契約日から解約返還金計算日までの年数をいいます。
※2 解約控除率は契約応当日が到来するごとに0.2%ずつ逡減し、5年後の契約応当日以後は0.0%となります。

P14の費用の他に以下の費用をご負担いただきます。

一般勘定運用期間中

一般勘定運用期間中の死亡保険金額は、死亡保険金を支払うための費用および保険契約の維持などに必要な費用を控除する前提で算出されます。これらの費用については、一般勘定移行日時点の基礎率など(予定利率、予定死亡率など)に基づいたものとなります。

特約年金受取期間中(「死亡給付金等の年金払特約」または「運用期間中年金支払移行特約」を付加した場合)

「死亡給付金等の年金払特約」または「運用期間中年金支払移行特約」を付加して特約年金をお受け取りになる場合、保険契約関係費(年金管理費)(受取年金額に対して**1.0%**)をご負担いただきます。

※特約年金額は、特約年金支払開始日以後、特約年金(死亡時保証金額付終身年金の場合の死亡時保証金額を含みます)の支払いとともに費用を控除する前提で算出されますので、費用が特約年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費(年金管理費)は2011年2月現在の数値であり、将来変更することがありますが、特約年金受取開始時点の保険契約関係費(年金管理費)は、特約年金受取期間を通じて適用されます。



ご注意

投資リスクについて

- ①この保険の積立金は、特別勘定運用期間中は特別勘定で運用・管理されます。特別勘定は、実質的に海外の株式・国内の債券などで運用されるため、「株価の下落」「金利の上昇による債券価格の下落」「円高による外貨建資産価格の下落」などが基準価額の下落要因となります。
- ②基準価額の下落は直接、積立金額、解約返還金額などに反映されるため、積立金額、解約返還金額は一時払保険料相当額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。これらのリスクはすべてご契約者に帰属します。資産運用の成果がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、第一フロンティア生命または生命保険募集人などの第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。
- ③なお、特別勘定に属する資産の種類、評価方法、運用方針については「契約概要」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」に記載しておりますので、必ずお読みいただき内容を十分にご確認ください。

1 ご契約の申込日または一時払保険料充当金をお払い込みいただいた日のいずれか遅い日から起算して8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回やご契約の解除ができます(クーリング・オフ制度)

- ①お申込者またはご契約者(以下「お申込者など」といいます)は、**ご契約の申込日または一時払保険料充当金をお払い込みいただいた日のいずれか遅い日から起算して8日以内**(土日、祝祭日、年末・年始などの休日を含みます)であれば、第一フロンティア生命あての書面(消印有効)での郵便によるお申出によりご契約の**お申込みの撤回またはご契約の解除**(以下「お申込みの撤回など」といいます)をすることができます。
- ②お申込みの撤回などがあった場合、お払い込みいただいた金額をお申込者などに全額お返しいたします。
- ③ご契約の内容変更(特約の中途付加など)や債務履行の担保のための保険契約である場合には、お申込みの撤回などできません。
- ④クーリング・オフ制度の詳細については「ご契約のしおり・約款」の「クーリング・オフ制度について」をお読みください。

2 告知は不要です

この保険のご契約に際しては、ご契約者および被保険者に対し、告知を求めません。

3 保険契約のお申込みを第一フロンティア生命が承諾した場合には、第一フロンティア生命が一時払保険料を受け取った時から、ご契約上の保障が開始されます(保障の責任開始期)

- ①保険契約のお申込みを第一フロンティア生命が承諾した場合には、第一フロンティア生命が**一時払保険料を受け取った時から、ご契約上の保障が開始されます。**
- ②募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと第一フロンティア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。
- ③この保険の**契約日は、第一フロンティア生命が一時払保険料から契約時費用を差し引いた金額を特別勘定に繰り入れる日となります。**
- ④第一フロンティア生命は、**第一フロンティア生命の責任が開始される日(一時払保険料を受け取った日)から起算して8日後となる日または第一フロンティア生命が保険契約のお申込みを承諾した日のいずれか遅い日末に一時払保険料から契約時費用を差し引いた金額を特別勘定に繰り入れ、その翌日から特別勘定による運用を開始します**(保有口数の算出日は第一フロンティア生命が特別勘定に繰り入れる日となります)。

保険料を銀行などからの借入金で調達した場合、運用実績によっては解約返還金などが借入元利息を下回り、借入元利息を返済できなくなることがあります。したがって、一時払保険料に充当するための借入を前提としたお申込みはお取り扱いできません。

4 死亡保険金をお支払いできない場合があります

- ①死亡保険金の免責事由に該当した場合(責任開始期の属する日から起算して**3年以内に被保険者が自殺したとき、ご契約者・死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき**など)
- ②死亡保険金を**詐取る目的で事故を起こしたとき**など重大事由によりご契約が解除となった場合
- ③死亡保険金の**不法取得目的**によるものとしてご契約が無効となった場合
- ④**詐欺**によるものとしてご契約が取消しとなった場合

5 ご契約後5年未満で解約・減額または「運用期間中年金支払移行特約」を付加した場合、解約控除が差し引かれます

- ①解約返還金額は、契約日から解約返還金計算日までの年数(以下「経過年数」といいます)に基づき、つぎのとおり計算されます(基本保険金額の減額をした場合の減額分の解約返還金額についても同様に計算されます)。

解約返還金額

解約返還金計算日末の積立金額－解約返還金計算日末の基本保険金額×解約控除率(経過年数に応じ**1.6%～0.8%**)

- ②詳細については、P14をご参照ください。

6 生命保険会社が経営破綻した場合、ご契約時にお約束した基本保険金額、死亡保険金額などが削減されることがあります

- ①生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、基本保険金額、死亡保険金額などが削減されることがあります。
- ②保険業法に基づき設立された生命保険契約者保護機構に第一フロンティア生命は会員として加入しています。会員である**生命保険会社が万一経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構によりご契約者などの保護の措置が図られることとなります。**ただし、この措置が図られたとしても、ご契約時にお約束した基本保険金額、死亡保険金額の削減など、**契約条件が変更されることがあります。**詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

TEL:03-3286-2820

受付時間:月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス:<http://www.seihohogo.jp/>

7 現在、第一フロンティア生命または他社で加入しているご契約を解約または減額して、新たに保険契約のお申込みをする場合、お客さまにとって不利益となる場合があります

- ①ご契約中の保険契約の解約返還金額は、多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約したときの解約返還金額は、まったくないか、あってもごくわずかです。なお、解約返還金額の計算は、個々のご加入の生命保険会社・ご契約内容により異なります。また、一定期間のご契約の継続を条件に発生する配当の請求権などを失うこととなる場合があります。
- ②ご契約中の保険契約のままであればお支払いができる場合であっても、詐欺による取消しや責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、保険金などが支払われないことがあります。
- ③ご契約中の保険契約を解約した場合、新たな保険契約の取扱いにかかわらず、**いったん解約した保険契約を元に戻すことはできません**。また、ご契約中の保険契約を減額した場合、元の契約に戻す（復旧する）取扱いに制限を受けることがあります。

8 特別勘定が廃止された場合、積立金を類似の運用方針を有する他の特別勘定に移転することがあります（特別勘定の廃止に伴う積立金の移転）

- ①ご契約者が指定した特別勘定について、その資産が著しく減少し効率的な資産運用が困難になったときや運用対象である投資信託が償還され運用対象として存続しなくなったときなど特別な事情がある場合には、第一フロンティア生命は、その特別勘定を廃止しその特別勘定と類似の運用方針を有する他の特別勘定に積立金を移転することがあります。
- ②特別勘定の廃止に伴う積立金の移転をするときには、その廃止日（移転日）の2か月前までに、ご契約者にその旨お知らせします。

9 戦争その他の変乱などの突発的な異常事態によって特別勘定資産の売買ができない場合、お手続きの停止、延期および取消しを行うことがあります

- ①保険契約のお申込みの際および特別勘定運用期間中において、戦争その他の変乱などの突発的な異常事態によって特別勘定資産の売買ができないときは、その期間（以下「取引停止期間」といいます）中、以下のとおり取り扱います。
- ②保険契約のお申込みまたは「運用期間中年金支払移行特約」付加のお申込みについては、取引停止期間中は受付を行いません。すでにお申込みを受け付けていた場合でも、そのお申込みはなかったものとして取り扱います。なお、その特別勘定資産の売買が再開された日から受付を開始します。
- ③解約または基本保険金額の減額については、取引停止期間中もお申出の受付を行います。ただし、その特別勘定資産の売買が再開された日の翌営業日に解約（基本保険金額の減額の場合は減額）されるものとします（解約または減額が延期されます）。この場合、その解約（減額）される日を解約返還金計算日とします。なお、取引停止期間中に一般勘定移行日が到来した場合は、一般勘定移行日に解約（減額）されるものとします。また、その特別勘定資産の売買が再開された日（一般勘定移行日が到来する場合は、一般勘定移行日の前日）までに、ご契約者よりお手続きの中止のお申出があった場合は、その請求がなかったものとして取り扱います。
- ④お手続きの停止、延期および取消しを行う場合、第一フロンティア生命の当社および各募集代理店において掲示または閲覧を行うとともに、第一フロンティア生命ホームページ（<http://www.d-frontier-life.co.jp/>）にてお知らせします。

10 ご加入の生命保険の税務のお取扱いは以下のとおりです

ここに記載の税務上のお取扱いは2011年2月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。

ご契約時

お払い込みいただいた保険料は、以下の条件を満たせば、払い込んだ年の一般の生命保険料控除の対象となります。なお、**保険料払込方法が一時払のため、払い込んだ年のみ控除の対象となります**。
*契約日が払い込んだ年の翌年となる場合は、翌年の控除の対象となります。

生命保険料控除の適用条件

ご契約者（保険料負担者）が納税者本人であり、死亡保険金の受取人が、本人か配偶者またはその他の親族（6親等以内の血族および3親等以内の姻族）であること。

運用期間中

- ①解約・減額時の差益に対する課税
所得税（一時所得※）+住民税の対象となります。
- ②死亡保険金受取時の課税

契約形態	契約例			課税の種類
	ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	死亡保険金 受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税
ご契約者と死亡保険金受取人が同一人	A	B	A	所得税（一時所得※）+住民税
ご契約者、被保険者、 死亡保険金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

※一時所得の課税対象
一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象額} = \left(\begin{array}{ccc} \text{収入} & - & \text{必要経費} \\ \text{(受取額)} & & \text{(払込保険料)} \end{array} - \begin{array}{c} \text{特別控除} \\ \text{(50万円)} \end{array} \right) \times \frac{1}{2}$$

11 この保険にかかわる指定紛争解決機関は社団法人生命保険協会です

- ①社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（生命保険協会 ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>）
- ②「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。
- ③この保険にかかわる認定投資者保護団体は社団法人生命保険協会です。認定投資者保護団体とは、金融商品取引法および関係法令により定められた商品の取引にかかわる消費者の苦情の解決や、争いがある場合のあっせんを行う民間団体です（平成23年10月1日をもって、社団法人生命保険協会は認定投資者保護団体としての認定業務を廃止いたします）。

12 死亡保険金のお支払いに関する手続きなどの留意事項は以下のとおりです

- ①お客さまからのご請求に応じて、死亡保険金のお支払いを行う必要がありますので、死亡保険金のお支払事由が生じた場合、すみやかにご連絡ください。
- ②死亡保険金のお支払事由が生じた場合、複数の保険契約にご加入されていればそれぞれの契約について保険金などのお支払事由に該当することがありますので、「保険証券」、「ご契約のしおり・約款」などを十分にお読みください。
- ③第一フロンティア生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。

13 ご加入の生命保険に関するお手続きやご照会・ご相談・苦情については下記までご連絡ください

- ①第一フロンティア生命は引受保険会社として、契約内容に関するご照会やお客さまからのお申出への対応、死亡保険金の支払手続きに関する照会を含む各種手続き方法に関するご案内など、ご契約の保全に関するすべての業務を行います。
- ②募集代理店は、契約内容に関するご照会対応など一部の業務を行います。

第一フロンティア生命
お客さまサービスセンター

0120-876-126

ハッピーになろう ダイイチフロンティア

営業時間：月曜日～金曜日（祝祭日、年末・年始などの休日を除く）
9:00～17:00